

# 個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会

## 報 告 書

平成10年6月12日

## 第 一 部

「個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告書のポイント

## 第 二 部

「個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告書の概要

## 第 三 部

「個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告書

# 第一部

## 「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告書のポイント (平成10年6月12日取りまとめ、発表)

### 1 懇談会の趣旨

- (1) 近年、金融機関、貸金業者、クレジット業者等の与信業者や信用情報機関からの情報漏洩が社会問題となっている。国際的には個人情報保護強化の流れにあり、EU諸国の個人情報全般を対象とした保護法、米国では分野毎の個別法、さらにはアジア太平洋地域でも多くの国で個人情報保護法制の整備が行われている。しかし、わが国は民間部門の利用する個人情報については、保護立法が未整備の状況にある。
- (2) 一方、与信業者は与信に当たって、顧客の資産、負債、収入、過去の債務の返済状況など返済能力を判断するための情報（個人信用情報）を収集、蓄積し、利用するとともに、このような情報を金融機関、貸金業者、クレジット業者の各業態ごとに設置されている信用情報機関を通じて共有している。個人破産の急増等多重債務問題の解決のためには、信用情報機関相互間の情報交流の推進が必要であるとの指摘もなされている。
- (3) これらを背景に、個人信用情報保護・利用の在り方について、専門的な立場から検討を行う場として、金融機関・貸金業を所管する大蔵省と、割賦販売業を所管する通産省が共同で懇談会を開催（堀部政男中央大学教授を座長とし、法律、経営等の10名の専門家でメンバーを構成）し、昨年4月以来16回にわたり検討を行った。

### 2 報告書の立場

- (1) 個人信用情報については、①与信時に半ば強制的に提供、②個人の信用に係るセンシティブな情報、③業者間で共有、④経済的価値が大きく盗用等の事件も発生、などの特徴があり、他の個人情報に先駆けて措置する可能性も含め、当懇談会としては、その保護・利用のための法的措置をできるだけ早期に講じるべきとの立場である。
- (2) ただし、個人情報一般の保護法の中で措置、消費者信用に係る一般的な保護法の中で措置といった考え方もあり得るので、当報告書を基に広く活発に議論が行われることを期待する。

### 3 個人信用情報の保護のための措置

- (1) プライバシー権を情報の流通を前提に「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」と捉える。個人信用情報の保護に当たっても、この考え方を基本にする。
- (2) 個人信用情報の収集等に当たって、情報主体（顧客）に利用目的等を説明し、同意をとる。また、ハイリーセンシティブ情報（国籍、信教、保健医療、犯歴等）の収集等は原則として禁止する。
- (3) 情報主体の権利として、自己情報に関する開示請求、誤情報の訂正請求、本人の意思に反した情報の利用に対する異議申立を認める。
- (4) 個人信用情報の保護を担保するため、原状回復を求める民事請求制度、行政機関による監督のほか、情報の漏洩、不正取得等に対する刑事罰を整備する。

### 4 個人信用情報の利用促進のための措置

- (1) 上記のような保護を前提に、個人信用情報の適正な利用を積極的に容認する。また、信用情報機関を通じた情報の共用システムは、適正与信実施のために不可欠な社会的インフラとして位置づける。
- (2) 各信用情報機関をまたぐ情報交流を推進し、現在のネガティブ情報（不払い情報等）だけでなく、ポジティブ情報（債務残高情報等）の交流まで拡張することを検討する。
- (3) 当面、現在業態別となっている信用情報機関の会員資格の開放を行い、競争原理の導入により、事実上の交流を進めることも考えられる。
- (4) 信用情報機関は適正に運営を行う機関に限定し、登録制等とすることも一案である。